

別表（第8条関係）

産業廃棄物の種類	再生利用
1 汚泥のうち有機性汚泥（有害物質を含むもの及び下水道汚泥を除く。）	たい肥としての利用又は肥料の製造
2 廃油（特別管理産業廃棄物を除く。）	燃料としての利用又は再生油の製造
3 廃プラスチック類のうち廃タイヤ	燃料としての利用又は再生タイヤの製造
4 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの並びに貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもので、PCBが染み込んだものを除いたものに限る。）	燃料若しくは家畜の敷料としての利用又は燃料、建材、肥料若しくは製紙用チップの製造
5 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	飼料若しくはたい肥としての利用又は飼料若しくは肥料の製造
6 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。）	たい肥としての利用

備考 「有害物質を含むもの」とは、乾物1キログラムにつき砒（ひ）素含有量50ミリグラムを超えるもの、カドミウム含有量5ミリグラムを超えるもの若しくは水銀含有量2ミリグラムを超えるもの又は金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）別表第1各項の第1欄に掲げる物質ごとに対応する当該各項の第2欄に掲げる基準に適合しないものをいう。

一部改正〔平成10年規則94号・13年1号・22年17号・令和元年18号〕